

鉄骨造 10-2

告示 1791号

第2

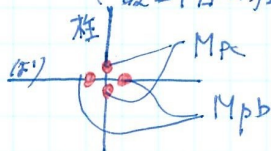
- 一 構造耐力上主要な部分に生じる合88条1項の地震力による応力の数値は、次の表の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として、合82条2号、3号に規定する構造計算を行う

$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	$1 + 0.7\beta$	β : 合82条1項の地震力により各階に生じる水平力に対する筋かいが負担する水平力の比
$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5	

- 二 筋かいの軸部が降伏する場合には、端部、接合部が破断しない。(保有力確保)

- 三 冷間成形角形鋼管を柱に用いる場合、次に定める構造計算を行う
- イ $\sum M_{pc} \geq 1.5 \sum M_{pb}$
 - M_{pc} : 柱の両端に生じる最大曲げモーメント
 - M_{pb} : 梁の "

(最上階の柱頭、1階の不安脚部以外)

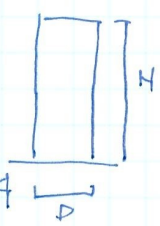


- ロ 一般構造用角形鋼管 (STKR) を用いた場合、1階不安脚部に生じる力は1.4以上の数値を乗じて合82条1号から3号までに規定する構造計算を行う

- 四 炭素鋼の柱、梁に対して幅厚比の制限値以下とする

- 五 ステンレス鋼 " " " "

- 六 塔状比 (梁構の幅に対する高さの比) が4を超えないこと



- 七 構造耐力上支障のある急激な耐力低下をしないこと

$$\frac{H}{D} < 4$$

鉄骨造 10-3

- 合82条 (保有力計算) 1号から4号
- 合82条の2 (斜角変形角) 合82条の4 (層根筋主材等の不降伏計算)
- 合82条の3 (保有力和) 保有力 \geq 必要保有力を確かめる
- 1号 告示594 保有力計算 2号 必要保有力計算

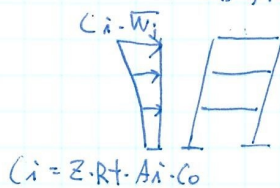
告示 594号 第4

- 一 架構が次に定める解理形に達する時に於いて、構造耐力上主要な部分に生じる水平力の和
- イ 全体崩壊形 □ 局部崩壊形 △ 局部崩壊形



- $Q_{un} = D_s \cdot F_{cs} \cdot Q_{ud}$
- D_s : 各階の靱性を考慮した定数値 (告示1792)
- F_{cs} : 靱性率、偏心率に依りて算出する数値 (告示1792)
- Q_{ud} : 地震力による各階に生じる水平力

- 二 増分解析により計算する場合の水平力は A_i 分布



- 三 構造耐力上支障のある急激な耐力低下をしないことと示す

$$\sum M_{pc} \geq \sum \min(1.5 M_{pb}, 1.3 M_{pp}) \rightarrow \text{全体崩壊形}$$

$\times \rightarrow$ 局部崩壊

M_{pc} : 柱に生じる最大曲げモーメント
 M_{pb} : 梁 " "
 M_{pp} : 接合部 " "

柱の耐力を合成して保有力計算

告示1792 第3 鉄骨造のOS
筋かいの存在細径比、不連続の幅厚比
筋かいの水平耐力の保有力計算に反映